第19次民主議会に向けた検討結果報告書

福井県議会は、第18次民主議会において、県政の目指すべき方向性や課題について真 摯に議論し、時には議案の修正や付帯決議、意見書の提出などにより積極的な提言を行っ てきた。

人口減少時代において地方独自の施策の展開が求められる中、二元代表制の一翼として、 県議会が果たすべき役割は今後益々重要になると考える。

このため、議会改革検討会議では、第19次民主議会において県議会の機能を更に効果的に発揮し、県民の負託に応えていくため、議会の政策提言機能の強化や審議の充実等に向けた検討を進めてきた。その結果をここに報告し、第19次民主議会における着実な実施を期待するものである。

平成31年2月18日

議会改革検討会議 会長 山岸 猛夫

1 議会機能の強化

- (1) 議決事件の追加
- ①議決対象とする行政計画の拡大

<内容>

特定分野に関する行政計画(個別計画)の策定等を議決事項とする。

<考え方>

- ・地方自治法第96条2項に基づき、本県では「福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事項と定める条例」において、「県行政全般に係る政策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画(計画期間が三年を超えるもの)」(いわゆる "総合計画")を議決対象としている。
- ・地域の独自性を活かした政策形成や施策の展開が求められる中、総合計画だけでなく、 個別計画であっても県政の方向性を左右する重要なものについては、策定・改定に当 たって議会も積極的に関与し、充実した審議に基づき提言を行っていく必要がある。
- ・このため、当条例を改正して議決対象として個別計画を追加することとし、計画名を 附則等に記載し、対象となる計画等を明確化する。
- ・議決対象とする計画については、「県の財政負担が多いと見込まれる」「各分野の最上位に位置する」等の基準を設けることとし、具体的な議案の形式等を含め第19次民主議会で検討の上、決定する。
- ・なお、「議会」という機関としての審議結果に慎重を期するため、必要に応じて各会派 の政務調査会長等による調整のための会議を開催する。

(2) 質疑の充実

①一般質問における質問方式の拡充

<内容>

一般質問での質問方式について、従来の「一括方式」に加え、質問と答弁の関係がより明確になるよう、他の質問方式も選択可能とする。

<考え方>

- ・現在の一般質問は、議員が全ての質問項目を一括して質問し、その後、理事者が一括 して答弁する「一括方式」を採用しているが、質問と答弁の関係が分かりにくいとの 指摘がある。
- ・他県議会においては「分割方式」や「一問一答方式」を実施している例もあり、選択 可能とする質問方式や、制限時間の管理方法等の詳細については、第19次民主議会 で検討の上、決定する。

②対面演壇方式の導入

<内容>

本会議場の議員席側に、議員発言用の演壇を新たに設置する。

<考え方>

・代表質問、一般質問において、議員と理事者が相対する立場をより明確にしつつ質問・ 答弁できる環境を整備する。

(3)委員会活動の充実

① 委員会による議案提出の要件緩和

<内容>

・現在、全会一致により行っている委員会の請願・陳情に伴う議案(意見書等)の提出 を、出席議員の過半数の賛成により行うこととする。

<考え方>

・議会において、議案審議・政策提言等の委員会活動は重要性を増しており、委員会としての意思表示・提言がしやすいよう制度を見直す。

②常任委員会委員の複数年任期

<内容>

原則1年間としている常任委員会委員の任期を、複数年も可能とする。

<考え方>

- ・委員会審議の活発化や継続性の確保を図る観点から、委員の任期を複数年とすること も可能とする。
- ・これらの取組みに伴い、委員会ごとの若手委員や担当書記等により、調査研究や情報 収集を強化する仕組みを検討する。

(4) 事務局機能の強化

①議会局の設置

<内容>

議会活動を積極的に補佐する体制を強化するとともに、議会事務局の名称を「議会局」 に変更する。

<考え方>

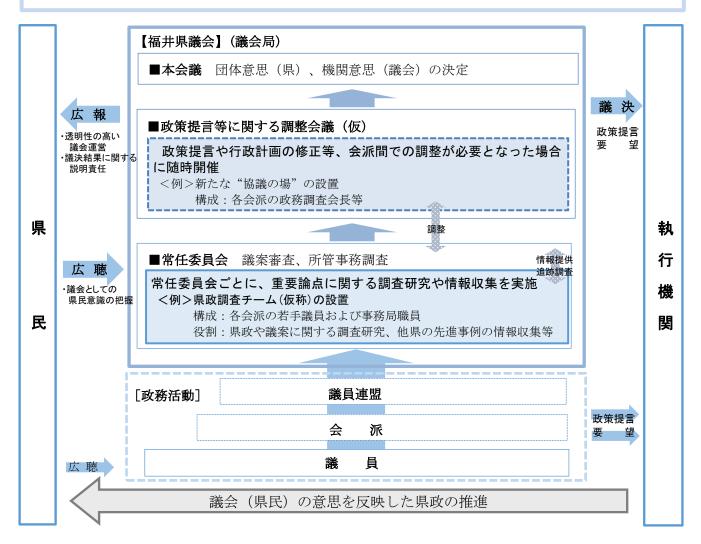
・議決事件の拡大や委員会活動の充実といった議会機能の強化に当たり、議会活動をこれまで以上に積極的に補佐する体制を強化するとともに、執行機関から独立した議決機関としての位置付けを明確にするため、名称を「議会局」に変更する。

第19次民主議会における議会機能の強化 イメージ図

第19次民主議会における議会機能の強化 <議会局の設置>

二元代表制の下で、県政の課題や県民の多様な意思を的確に把握するとともに、会派を超えた討議 を活発化し、積極的に政策提言を行う議会を目指す

議会事務局については、議会活動をこれまで以上に積極的に補佐する体制を強化するとともに、執行機関から独立した議決機関としての位置付けを明確にするため、名称を「議会局」に変更する



2 議会運営の効率化

①本会議の審議内容に応じた行政委員の出席

<内容>

・現在、本会議への常時出席を求めている行政委員(人事委員会委員長、公安委員会委員長)について、特に必要があると認める場合に出席を求めることとする。

②議会運営委員会委員、特別委員会委員の閉会中の辞任許可

<内容>

・議会運営委員会委員、特別委員会委員について、閉会中においても議長の許可により 辞任を可能とする。

③ I Tの活用等による効率化・省力化の推進

<内容>

・メールの活用による通知郵送の廃止、議会資料の再配布取止め等により、業務の効率 化・省力化を図る。

3 議会活動の活発化・透明化

①議会広報の充実

<内容>

- ・現在議会ホームページに掲載している質疑の録画(代表質問、一般質問、予算決算特別委員会)について、若者が検索しやすいようユーチューブに掲載する。
- ・一般質問のテレビ中継時間を延長し、より多くの議員の質疑が県民の目に触れるようにする。(1定例会30分×4人→30分×5人)
- ・「福井県議会だより」について、議会への興味のきっかけと位置付け、手に取りやすく 読みやすい構成に見直す。
- ・なお、常任委員会等の録画のインターネット配信等については、他県議会の状況も見ながら、第19次議会において引き続き検討する。

②議会広聴機能の強化

・特に女性の議会に対する意識の醸成のため、意見交換会を開催する。

③議員連盟の合理化・効率化

<内容>

・議員が特定の目的をもって結成する議員連盟について、各議連の要否やメンバー構成 等の見直しを行う。